

総務文教委員会記録

1 日 時 令和2年9月14日（月曜日）

開 会 午後2時30分

散 会 午後2時43分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 成田光雄

副委員長 松尾 茂

委 員 久保大憲

// 上野 蛍

// 舎川智也

// 大島 満

// 横野 昭

// 村石 篤

// 赤星 ゆかり

// 有澤 守

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理

中山 崇

議事調査課主任

熊谷 法子

議事調査課主任

牧石 真理

6 会議の概要

委員長 ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に村石委員、赤星委員を指名いたします。

 なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

 本日の協議事項は、令和2年分陳情第20号にかかると参考人の招致についてであります。このことについては9月7日に開催された議会運営委員会において報告がありましたが、お手元に配付のとおり令和2年分陳情第20号が本委員会に付託される予定となっております。審査に当たり陳情人から意見陳述を行いたい旨の申出があったものです。

 そこで、23日の総務文教委員会に陳情人を招致することにつきまして、協議させていただきたいと思っております。皆さんの御意見をお聞かせください。

大島委員 この方は皆さん御存じの方ですが、私の住まいの近所の方でございます。いろいろなことを本人からおっしゃりたいのだと思っておりますので、ぜひ呼んで話を聞いていただければと思

います。

ただ、この陳情とは関係ないかもしれませんが、ここに付けられた、学校の教員の名前が載っている資料を全て本人のブログに上げていらっしやいまして一これは誤解があったのだと思いますが、議会事務局でこれをオープンにしてもいいというふうに言われたから上げたというようなことを本人が思っただけです。

また、各学校に対して個別にメールを送ったりしているというふうにも聞いております。各学校から教育委員会のほうへそういう行為があったと連絡が入っているのかどうか分かりませんが、そういう行為がある方だということも皆様方にぜひ認識していただきたいです。

以上です。

赤星委員

せっかく陳情をお持ちになったのでいろいろ説明もされたいと思いますし、私たちもお聞きしたいので、ぜひ参考人として呼んでいただきたいと思います。

村石委員

基本的には参考人の方に意見を言ってもらって、こちらで分からないことを質問したりすること自身は、そうすべきだと思っ

す。

ただこの内容を見てみると、ほとんど言い尽くされているのではないかと見受けられるので、どうしても参考人の招致が必要かと言われるればどうかと思います。

それと、最後の資料については個人名が入っているなので、これは個人情報が入っていると捉えるべきという気がします。

事務局で情報公開担当の部署とやり取りしたのかもしれませんがけれども一私も職員の時間外勤務の実態について調査をしました。その時は個人の名前は全部伏せて時間外伺簿というものを見せてもらいました。決して個人名は入っていません。

したがって、個人がどれだけ時間外勤務をしたのかということは個人情報に当たるのではないかと思います。

結論から言います。参考人として招致してもいいのですが、時間を区切るべきだと思います。

上越市議会では、例えば5分とか7分とか、参考人の意見発表については時間を区切って認めているということがあります。今の富山市議会では時間を区切っていないという実態がありますので、時間を区切って意見を述べる機会を設けるようにすべきであると思いま

す。

上野委員 御本人が希望を出されているということで意見を直接御本人に聞く場を設けたほうがよいと私も思っています。

久保委員 自民党会派でも話をしまして、せっかくこれだけ調べていただいたのですから陳述されたいということであれば陳述していただければいいのではないかという結論となりました。ただ、この陳情の審査に当たって、先ほど大島委員が言われたような教育委員会への個人的な対応であったりとかそういったものについては関係ないので一当日私たちが、ブログにアップしたこと等々について触れるのは審査とは違います。個人の言論の自由であったり表現の自由に関わるような問題として捉えられると大変難しいことになると思いますので、あくまでこの陳情内容についての陳述と、それに関連する質疑というところにとどめていただければと思います。

あともう1点、我が会派の中で一議長も委員として参加しておられますが一請願と陳情の差がありまして、請願は紹介議員がいて本会議で採決をするということで、議会としての意思決定を白黒つけるわけです。陳情という

のはものによっては要望扱いになりますが、今回の陳情は総務文教委員会に付託された後は本会議で採決ということになるかと思えます。

そうなってくると請願と陳情の差が全く一議会の中で意思決定までもっていくということになるとその色が全く分からなくなると。紹介議員がなぜ必要なのかというところ一要は請願の部分ですね。憲法に位置づけられた権利と陳情の差が分からなくなっているというような指摘があったので、これについては総務文教委員会ではなくて、今回付託を受けた上で、委員長のほうから議会運営委員会もしくは議長のほうに陳情と請願の在り方について再度検討すべきではないかという問題提起を正式にしていただければいいのではないかと思います。

横野委員

この話は請願にしたいと私どもの会派へ申出があったときにお断りしたのですけれども、私どもの会派からすると超過勤務については国、県への要望にも上げているわけです。結果的に今定例会で松井 邦人議員が質問して、教育委員会での超過勤務の取扱いについて教育長の答弁が出ているわけだから、そういった点においてはこの陳情の意味というの

は何なのか全く……。

私たちは何もしていないわけではないので……。

この方の言い方があまりにも一理由書の中身が教育に絡んだ話が多いものだからこれを陳情と受け取ること自体がちょっと納得いかないのです。超過勤務に対する陳情ということで、どの会派も請願の紹介議員の話を受けなかったのですね。

そのあたりをどう捉えるのか。ただいまうちの久保委員が言ったようなことを一改めて陳情と請願の違いをどうするか、これは十分議会運営委員会の中で協議していただきたい。今この陳情を受けて陳情人からの申出を受けるのかどうかという話なのですが、私は個人的には受ける必要はないのではないかと考えております。

趣旨が出ていますし、これ以上のことを私たちは、会派として要望もしていますから一自民党会派として受けるということは決まったのですが、個人的には疑問に感じています。以上です。

舎川委員

今日は参考人を招致するかしないかという話ですので、参考人の招致については私は賛成です。

先ほど久保委員のほうから話がありましたけれども、会派のほうでそういった話をさせていただきました。いろいろな意見があったのですが、やはりそういう申出があるということでちゃんとお話を聞いて、その方にこちらから言うことがあれば発信していこうということにしましたので、私としてもこれは賛成ということなのです。

まとめは有澤委員にお願いします。

有澤委員

私どもの会派でもここに来てもらって本人に話を聞こうじゃないかということで事前にまとまっております。

参考人として来ていただければよろしいのではないかと思います。

委員長

皆さんから御意見を頂きました。大半が呼んでもよいということで伺いました。

その中で村石委員の言われたように時間を区切るということは可能でしょうか。

議事調査課長代理

意見陳述で時間を区切れるかという話があったのですが、今富山市議会としては会議規則のほうに参考人の招致については規定があるのですが、その詳細については取り決めがない状態となっております。

現状だけを見るとそういった制限ができるとは言えないのですが、調べまして、確認をさせていただきたいと思っております。

横野委員

陳情文書を読み上げるだけだったら1分、2分で終わりますよね。実際、5分以上の必要性はないと思います。5分以内でいいと思います。

委員長

事務局からは時間の制限はつけられないということでした。一応簡素化して話をするように求めますけれど、過去の例を見ると思いの丈を長々としゃべる方がおられたようなので、そういうことにはならないよう期待したいと思います。

皆さんからは、参考人として招致して、当日来て陳述してもらおうという意見が多数だったと思います。

それでは、委員会条例第68条により、参考人として、陳情人である松永 定夫さんを23日（水曜日）の本委員会に招致したいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この後、委員会条例第68条の規定により、私から議長に参考人出席要求書を提出し、議長から参考人に出席要請書を送付していただくこととなりますので、御承知おき願います。

これをもって、総務文教委員会を散会いたします。